

三芳町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術又は去勢手術及び耳先カット手術（以下「不妊・去勢手術」という。）を受けさせる活動を促進することにより、地域の公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせようとする者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、三芳町補助金の交付に関する規則（昭和52年三芳町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (2) 不妊手術 卵巣又は卵巣及び子宮の全部を摘出して生殖を不能にする手術（再手術を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- (3) 去勢手術 精巣を摘出して生殖を不能にする手術（再手術を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。
- (4) 耳先カット手術 不妊・去勢手術が既に実施されていることを識別できるように耳の一部を切除する手術をいう。
- (5) 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施してこれ以上繁殖しないようにし、その猫の命を全うするまで一代限りで、その地域において適切に管理していく活動をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者であって、地域猫活動を行うことができる者
- (2) 飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる活動（以下「事業」という。）を実施し、かつ、次条に規定する補助対象経費を負担する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、事業の実施に要する費用のうち不妊・去勢手術に直接要する費用とする。なお、飼い主のいない猫が獣医師による診断の結果、不妊・去勢手術が既に実施されていると判明した場合には、補助対象外とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1頭につき5,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の実施前に三芳町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請に当たっては、当該申請に係る飼い主のいない猫(以下「対象猫」という。)に実施する不妊・去勢手術に直接要する費用に対して、他の団体等から補助金その他の補助を受けてはならない。

3 補助金の申請は、1回の申請につき事業実施期間を30日以内とし、申請頭数を最大5頭までとする。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りではない。

4 次条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該申請に係る実績報告書を提出するまで、新たな申請をすることができない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、三芳町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の実績報告及び交付請求)

第8条 交付決定者は、事業を完了したときは、当該事業が完了した日から10日以内又は第6条の規定による申請をした日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、三芳町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金実績報告書兼交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)に事業完了報告書及び次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象手術に要した費用の領収書及び必要に応じて内訳書の写し
- (2) 不妊・去勢手術前の対象猫の写真(未手術の猫であることを識別することができる

もの)

(3) 不妊・去勢手術後の対象猫の写真(手術済みの猫であることを識別することができるもの)

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付するものとする。

3 交付決定者は、町長の求めに応じ第1項第2号及び第3号に規定する対象猫の写真又は画像ファイルの提供に努めるものとする。この場合において、提供された写真又は画像ファイルの著作権は町に帰属する。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(交付決定者の責務)

第10条 交付決定者は、対象猫が排せつしたふん、尿等を定期的に清掃し、周辺の衛生環境が良好に保たれるよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。